

2018年1月12日 全8頁

# 2018年以降の制度改革予定（IFRS編）

金融調査部  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

## [要約]

- 2018年以降にも様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうちIFRS（国際財務報告基準又は国際会計基準）に関連する主な動きをまとめ、特に重要と思われるものについて、簡単な解説を加えた。
- 2018年1月1日からは金融商品（IFRS第9号）、収益認識（IFRS第15号）、2019年1月1日からはリース（IFRS第16号）、2021年1月1日からは保険契約（IFRS第17号）に関する新しいIFRSが発効する。
- 現在検討中のものとしては、セグメント情報、重要性の判断基準、財務諸表の様式や開示原則など、主として財務諸表の表示や注記での開示の関連で、大きな見直しが検討されている。
- のれんの減損の見直し、資本と負債の両方の性格を持つ金融商品、共通支配下の企業結合、ダイナミックリスク管理などの検討も注目されるところである。

## 1. 2018年以降の制度改革スケジュール（IFRS関連）

2018年以降に予定／予想される主な制度改革のうち、IFRS（国際会計基準）に関連する事項を年表形式でまとめたのが次頁以降の図表のとおりである。2021年までまとめているが、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものも含まれている。

図表 主な制度改正の見通し (IFRS 関連)

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
<b>2017 年</b>		
12 月 (参考)		<p>基準の改訂 (年次改善 2015-2017 サイクル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「資本化の適格な借入コスト」 (IAS 第 23 号「借入コスト」の改訂)</li> <li>◆資本に分類される金融商品に係る支払の法人所得税への影響 (IAS 第 12 号「法人所得税」の改訂)</li> <li>◆ジョイント・オペレーションにおける以前より保有していた持分 (IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 11 号「共同契約」の改訂)</li> </ul> <p>フィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆有形固定資産-意図した使用の前の収入- (IAS 第 16 号「有形固定資産」) の ED (公開草案) のフィードバック</li> </ul> <p>⇒IAS 第 16 号改訂 (次のステージ)</p>
<b>2018 年</b>		
1 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆IFRS 第 9 号「金融商品」の発効</li> <li>◆IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の発効 など</li> </ul>	
1 月		<p>基準の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆制度改定、縮小又は清算 (IAS 第 19 号「従業員給付」) の改訂</li> </ul> <p>プロジェクト方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆IFRS 第 8 号「事業セグメント」の改善 (IFRS 第 8 号「事業セグメント」及び IAS 第 34 号「期中財務報告」の改訂案)</li> </ul> <p>フィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューの情報提供依頼のフィードバック</li> </ul>

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
<b>2018年</b>		
3月		概念フレームワークの公表  ED ◆会計方針の変更 (IAS 第 8 号の改訂) の ED の公表  フィードバック ◆会計方針及び会計上の見積もり (IAS 第 8 号の改定) の ED のフィードバック ◆重要性の定義 (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」改訂の ED) のフィードバック ◆開示原則：DP (ディスカッション・ペーパー) のフィードバック
4~6月		基準の改訂 ◆事業の定義 (IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂) の公表 ◆返還の利用可能性 (IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号-確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係-」の改訂) の公表  DP 又は ED ◆のれんと減損 ◆基本財務諸表  DP ◆資本の特徴を有する金融商品  リサーチ・サマリー ◆株式報酬 ◆割引率
下半期		基準の改訂 ◆負債の分類 (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂) の公表  DP ◆共通支配下の企業結合

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
<b>2019年</b>		
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆IFRS第16号「リース」発効</li> <li>◆年次改善 2015-2017 サイクルの新基準発効</li> <li>◆負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正) 発効</li> <li>◆関連会社及び共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の修正) の発効</li> </ul>	
年内		DP 又は ED ◆料金規制事業  DP ◆ダイナミックリスク管理
<b>2021年</b>		
1月1日	◆IFRS第17号「保険契約」発効	

【凡例】太字・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

DPはディスカッション・ペーパー、EDは公開草案

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## 2. 事項解説

### (1) IFRS第9号「金融商品」(2014年版)の発効

2018年1月1日からIFRS第9号「金融商品」(2014年版)が発効した。

2009年に公表されたIFRS第9号(金融資産の分類と測定を規定)に、2010年に金融負債の規定を追加し、その後、減損やヘッジに係る規定を追加したほか、金融資産のうち債券等に、時価(公正価値)で評価し、評価差額をその他の包括利益(OCI)に計上する分類(株式とは異なり売却時には売却損益を計上)を追加した。

減損では、トリガーとなる事象の発生の有無に関係なく、予想される損失を反映させる予想損失アプローチを導入している。通常は12ヶ月の予想損失を計上するが、信用リスクが著しく増大した場合には、全期間の予想損失を反映しなければならない。営業債権は全期間の予想損失を計上する。ヘッジ会計については、有効性判断の80~125%基準を廃止し、包括ヘッジの要件を緩和する(株式ポートフォリオのヘッジも可能である)、純額ヘッジを認めるなど従来よりもリスク管理活動に沿ったものとなっている。

### (2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2018年1月1日から、新しい収益認識基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が発効した。

### (3) IFRS 第 16 号「リース」の発効

当該新基準は、2016年1月に公表されており、2019年1月1日以後開始する事業年度から適用される（IFRS 第 15 号を適用している場合は早期適用可能）。

新基準では、従来はリース料の支払だけ計上すればよかったオペレーティング・リースの借手も、短期（12 ヶ月以内）のリースや少額資産のリースを除いて、資産と負債の計上が求められる。資産にはリースの対象となる資産の使用権を計上する。不動産を借りている場合も、新たに使用権を計上することになる。損益計算書では、従来は定額のリース料を計上していたが、新基準では使用権資産の減価償却費とリース負債に係る金利（利息法による）を費用として計上することになる。

IASB の調査では、新基準の影響を大きく受ける業種として、航空、小売、旅行及びレジャー、運輸などが挙げられている。

### (4) IFRS 第 17 号「保険契約」の発効

当該新基準は、2017年5月に公表された。

保険契約は、貸借対照表上は将来キャッシュ・フローの割引現在価値で測定し、損益計算書ではサービスの提供（保険でカバーする期間の経過など）に応じて収益を計上する。保険契約時には、将来キャッシュ・イン・フロー（保険料収入）の割引現在価値、契約の履行に伴い発生する将来キャッシュ・アウト・フロー（保険金支払い・費用）の割引現在価値、リスク調整（保険料のうち契約履行の時期や金額の変動リスクを考慮した部分）を測定し、これらの差額（履行キャッシュ・フロー）と同額（プラスマイナスは逆）の契約上のサービスマージン（CSM）を算出する。この CSM は将来のサービス提供（保険でカバーする期間の経過など）に伴う未獲得利益にあたる。これらの合計は当初 0 となる。その後、リスク調整はリスクからの解放、CSM はサービスの提供に伴い損益に計上する。

将来キャッシュ・フローの割引現在価値とリスク調整については、割引率の変動を含む最新の市場情報等を反映して每期評価し直す。評価による修正部分のうち将来のサービスに係る部分は、CSM に加減算して調整する。他方、過去（当期を含む）に提供したカバーやサービスの変更に係る部分は、当期の損益に計上する。割引率の変化による影響額は、ポートフォリオごとの会計方針として、当期の損益に計上するか、OCI（その他の包括利益）に計上するかを選択することができる。保険収益と保険サービス費用は、保険金融収益・費用とは区分して表示する。

他方で、実質的に投資関連サービスと同様の有配当保険契約向けの特別な測定方法（変動手数料アプローチ）、一部の保険への簡便法（保険料配分アプローチ）なども定められている。

IFRS 第 17 号は、2021年1月1日以後開始事業年度から適用される。保険会社の場合、それまでの間に IFRS 第 9 号を適用すると、資産サイドのみが公正価値評価されるというミスマッチが生じるので、2018年1月1日からの IFRS 第 9 号の発効後も、IFRS 第 17 号が発効するまでの

間は、IFRS 第 9 号の適用を免除するなどの調整が認められている。逆に IFRS 第 9 号（及び IFRS 第 15 号）を適用していれば、IFRS 第 17 号の早期適用が認められる。

#### (5) 財務報告におけるコミュニケーションの改善

##### (i) 重要性

経営者が重要性の概念を財務諸表に適用する際の助けとするため実務記述書「重要性の判断の行使」が、2017 年 9 月に公表されている。

①基準の要求と利用者のニーズを把握し、②定性的・定量的要因に基づき重要性を評価し、③情報を明確かつ簡潔に提供するために構成し、④財務諸表全体として重要か見直すという 4 ステップのアプローチを示している。

他方で同月に公開草案「『重要性がある』の定義（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）」を公表し、2018 年 1 月 15 日までコメント募集している。IAS 第 1 号と第 8 号の重要性の定義を、概念フレームワークに合わせるため修正をするものであり、ある情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予測できる場合には、当該情報には重要性があるとしている。

2018 年 3 月にフィードバックが行われる。基準を修正する際には、概念フレームワークや前記の実務記述書の修正も行う予定である。

##### (ii) 開示原則

2017 年 3 月に DP（ディスカッション・ペーパー）「開示に関する取組み-開示原則」が公表され、10 月まで意見募集が行われた。

IFRS/IAS では各基準が開示項目を定めており、体系的な原則がないため、それを定めることで、企業にとっての効果的なコミュニケーションを促し、利用者にとっては開示の有効性を改善することなどを目的にしている。幅広い項目について意見を求めており、効果的なコミュニケーションのためには、一般的・ボイラープレートな開示でなく、企業固有の情報であることやシンプルで直接的な記述などを求めている。業績指標について、財務諸表の他の項目よりも目立たないことや計算過程の記載を求めており、EBIT・EBITDA の表示なども取り上げられている。会計方針の開示に関しては、重要な判断や重要な仮定の明示を求めている。

2018 年 3 月に DP のフィードバックが行われる予定である。

##### (iii) 基本財務諸表

IFRS の財務諸表のうち損益計算書には、わが国の「営業利益」に該当する項目がなく、事業のパフォーマンスを比較する統一的な項目がない点が、機関投資家やアナリストなどの財務諸表の利用者から批判されていた。プロジェクトでは、EBIT や経営陣がパフォーマンスの説明に用いる MPM (Management performance measures) の表示、投資カテゴリーの分類を設けること

などが検討されている。金融機関の財務諸表についても取り上げられている。また「費用」の「性質別」と「機能別」の表示や注記のあり方についても検討している。

2018年第2Q(4~6月)にDP又は公開草案が公表される予定である。

#### (6) セグメント情報

2017年3月29日に公開草案「IFRS第8号『事業セグメント』の改善(IAS8号およびIAS34号の修正案)」が公表されている。最高経営意思決定者の機能の明確化、決算説明資料などと年次の財務諸表との間でセグメントに違いがある場合の注記の要求、セグメント集約の要件である類似する経済的特徴の例示への長期収益成長率・長期資産利益率の追加、最高経営意思決定者に提供されている情報等以外の情報を開示できる旨の明確化、調整表の理解可能性の改善、期中財務報告書での修正再表示の早期化といった改正が提案されている。IASBは、2018年1月にプロジェクトの方針を決定する予定である。

#### (7) のれんと減損

IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューでは、現行のIFRSののれんの減損について、複雑でコストがかかるにもかかわらず、減損が遅延しているなどの批判があった。これを受けて、減損テストの改善(簡素化)、財務諸表利用者に提供される情報の質の改善などが検討されている。2017年12月のIASB(理事会)では、のれんの減損テストにおいて、資産グループ(資金生成単位)の未実現のヘッドルーム(=回収可能価額-帳簿価額)を追加的なインプットとして用いる旨を暫定的に決定した。12月の理事会の資料では、当期末の資産グループの回収可能価額が、当期末の帳簿価額(のれんを含む)に当該資産グループの前期末時点の未実現のヘッドルームを加算した額を下回る場合に、当該差額を当期ののれんの減損の額とする例が示されている。

のれんの償却の導入は、検討しない旨も、暫定的に決定した。

2018年第2Q(4~6月)にDP又は公開草案が公表される予定である。

#### (8) 資本の特徴を有する金融商品(資本と負債の区分)

資本性と負債性を併せ持つ多様な金融商品の登場に対応し、資本と負債の区分を定めているIAS第32号「金融商品:表示」の理論的根拠を補強し、資本と負債を再定義するためのプロジェクトである。清算前に経済的資源を移転する義務や残余金額(企業の経済的価値)と独立した金額で決済される義務は負債とし、それ以外は資本とするガンマアプローチが検討されている。IASBでは、2018年第2Q(4~6月)にDPを公表する予定である。IASBが2017年9月の世界会計基準設定主体者会議(WSS)で示した資料では、固定数の普通株式で決済される金融商品は資本、固定金額と等しくなる変動株式数で決済される(自社発行)債券は負債、保有者が公

正価値で償還請求できる（プッタブル）株式は負債、累積型優先株は負債、非累積型優先株は資本に分類する例が示されている。当該資料によれば、DP では、資本の特徴を有する金融商品の負債や資本の中での区分表示、自社の株式に基づくエクイティ・デリバティブの表示方法（損益やその他の包括利益への帰属）などについても示される予定である。

#### (9) 負債の分類（IAS 第1号「財務諸表の表示」）の改訂

2015年2月に公開草案を公表。流動負債の区分の見直し（決算期末後少なくとも12ヵ月にわたり無条件に決済を延期する権利を有していない場合に流動負債に区分するとしているところを、「無条件」を削除）、流動・非流動の区分を行う際の負債の決済手段の明確化、後発事象の取扱いの明確化をしている。

#### (10) 共通支配下の企業結合の DP

IFRS では共通支配下の企業間の企業結合について会計処理を定めていないため、会計基準の設定に向けてリサーチプロジェクトを実施中である。リサーチやアウトリーチを実施後、プロジェクトの範囲や会計処理案（簿価引継法を含む）の選択の要因等を検討している。

#### (11) ダイナミックリスク管理の DP

金融機関が ALM（資産・負債の総合管理）等で用いているリスク管理に対応した会計処理（ヘッジ会計等）を検討している。2014年10月に DP を公表し意見募集をした。2015年7月の理事会で公開草案の開発は困難と判断し、現在2回目の DP の公表（2019年予定）に向けて検討を続けている。これまでの議論では、キャッシュフロー・ヘッジの仕組みに基づいたモデルの開発に焦点をあてること、最も重要な論点について中核的なモデルを開発することに重点を置くことなどが暫定的に決定されている。2017年12月の理事会の資料では、中核モデルの対象となるリスク管理の例として、償却原価で評価される金利関連資産（貸付金など）と要求払い預金やその他の負債（金融機関の一次的な資金調達源として払戻しスケジュールを持つもの）を金利スワップでヘッジする場合が示されている。

#### (12) 料金規制事業

2014年9月に DP 「料金規制の財務上の影響の報告」を公表し、寄せられたコメントなどを踏まえ検討を継続している。企業が特定の財又はサービスについて顧客に請求できる規制料金の、料金調整メカニズムに焦点を当て、将来の規制料金を値上げできる権利又は値下げする義務を資産又は負債として計上する方向で検討している。顧客との取引について通常の IFRS を適用したうえで、前記の修正を行うことを検討している。2019年に DP 又は公開草案を公表する予定である。